

【編集/提供】葵ビジネスコンサルティンググループ 東京本部 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.kaikei.info> e-mail: [info@ykss.com](mailto:info@ykss.com)

中国での日本企業による技術移転プロジェクト業務および技術移転コンサルティング業務に関する課税上の基本的取り扱いは以下のとおりです。

#### 契約手続

生産に関連するノウハウ、技術移転契約は、技術輸出入契約登記管理法により、契約締結にあたり中国側企業が現地商務部官庁に当該契約書その他の書類を提出し登記申請をし、これにより「技術輸入契約登記証」及び「技術導入契約データ表」の交付を受けることから始まる。そしてその「技術導入契約データ表」に記載された契約金額総額以上は送金できないこととなっている。

#### 課税関係

技術輸入契約についてはその契約対価について営業税 5%と企業所得税 10%が源泉徴収される。具体的には対価 100 とすると営業税 5%を徴収された後の金額  $95\% \times 10\% = 9.5\%$ が企業所得税の源泉税額となり、**合計 14.5%**となる。

ハイテク技術輸入契約については、営業税免税の規定があるが、これは別に科学技術主管部門の審査意見証明書を添付して免税申請をする必要がある。

企業所得税の免税については先進的技術が対象とされており、審査が非常に厳しく適用事例が未だ非常に少ないのが現状のようです。

PEの認定課税について、技術輸入契約を締結する際の技術者を派遣する人的役務の提供については、その提供契約期間が「6ヶ月」を超える場合には、現地恒久的施設(PE)を有すると判断され企業所得税の申告納税義務が発生する。その場合の課税関係は次のようになると考えられる。

企業所得税----- 利益推計による課税  
個人所得税----- 中国非居住者であっても 183 日免税ルールは適用されず関係者全員課税  
営業税----- 中国国内業務は課税(ただし優遇税制あり)

#### 課税方法

企業所得税----- 業務対価収入 X \* 推定利益率 (10% ~ 30%) x 33% - 源泉税額 = 税額  
個人所得税----- 年間給与認定額 X 中国勤務日数 ÷ 365 日 X 個人所得税率  
営業税----- 中国国内業務報酬 X 5%

\*推定利益率----- 技術支援 10% 設計支援 15% その他支援 30%

\*原則税率----- 33%

#### エンジニアの派遣契約

生産型企业との契約は技術ライセンスが主であり、技術者派遣は副次的なものであり契約金額及び契約期間の問題もあり一概に決められないことがある。その場合送金に支障がでる場合もあり、更には長期間滞在契約になるとPE認定されるおそれもあるため契約を別建にしているとも考えられる。

#### 実務上の留意点

既述のように技術移転契約は当局の指導、認定のもとに行われることが前提とされており銀行送金、営業税免税等優遇税制適用など実務上の手続はかなり手数がかかります。とくに地方政府によっては独自の取り扱いをしているケースも多々ありますので、現地弁護士その他専門家等による現地調査確認が重要です。

横田 昭夫：記